

平成 20 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名      GMO ペイメントゲートウェイ株式会社  
代表者名      代表取締役社長 相浦 一成  
                  (コード番号：3769 東証一部)  
URL            <http://www.gmo-pg.com/>  
本店所在地    東京都渋谷区道玄坂 1 - 9 - 5  
問合せ先      専務取締役経営企画室長 村松 竜  
電話番号      03-3464-0182

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 18 日開催の取締役会において、平成 20 年 12 月 16 日開催予定の第 15 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条第 14 項)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)に基づき上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施される予定であるため、次のとおり変更するものであります。
  - ① 株券電子化後の振替制度においては端株が取扱いの対象とならないことから、端株制度を廃止するため、これに関する規定を削除するものであります。(変更案第 9 条の端株に関する部分、同第 10 条、同附則第 4 条)
  - ② 株券電子化に備えた所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条第 3 項、同第 14 条、同附則第 1 条)
  - ③ 上記の変更に係る効力発生日等について附則に定めるものであります。(変更案附則第 3 条)

#### 2. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日      平成 20 年 12 月 16 日

定款変更の効力発生日                  平成 20 年 12 月 16 日

(なお、変更案第 9 条、第 10 条、第 14 条、附則第 4 条は、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日とします。)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)<br/>(新設)</p> <p><u>14.</u> (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人等)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>4. 当社は、端株につき名義書換代理人を置き、前二項に準じて取扱う。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 15 条～第 38 条 (条文省略)</p> | <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (現行どおり)</p> <p><u>14. 銀行代理業</u></p> <p><u>15.</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 15 条～第 38 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案  |
|---------|--|
| (新設)    | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 本附則第1条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p> <p><u>第3条</u> 定款第9条、第10条、第14条の変更の効力発生日は、平成21年1月5日とする。</p> <p><u>第4条</u> 当社は、平成21年1月5日をもって、1株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載又は記録しないこととする。</p> <p><u>第5条</u> 本附則第3条、第4条及び本条は、平成21年1月6日をもってこれを削除する。</p> |

以 上